

建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）新旧対照表

改正前	改正後														
<p>(書類の經由) 第2条 法、令、省令又はこの規則の規定により <u>知事に提出する申請書、報告書又は届書</u> は、建築物（建築設備を含む。）、工作物又は道路の所在地を管轄する土木事務所の長を経由しなければならない。</p> <p>(許可申請の添付図書) 第3条 法第53条第4項、<u>第57条の5第3項、第59条の2第1項又は第85条第3項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に正本の写し1通を加え、これらに、それぞれ、次の表に掲げる図書（日影図を除く。）を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">図書の種類</th> <th style="text-align: center;">明示する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付近見取図</td> <td>方位、道路及び目標となる地物</td> </tr> <tr> <td>配置図</td> <td>縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員</td> </tr> <tr> <td>縮尺 200 分の 1 以上の各階平面図</td> <td>縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積、壁、開口部並びに防火戸の位置、工場又は作業場の用途に供する建築物にあつては、これらの事項のほか機械の種類及び位置</td> </tr> <tr> <td>縮尺 200 分の 1 以上の 2 面以上の立面図</td> <td>縮尺、開口部及び防火戸の位置並びに外壁、軒裏の構造仕上げ材料</td> </tr> <tr> <td>縮尺 200 分の 1 以上の主要断面図</td> <td>縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに室内の仕上げ材料の種類及び厚さ</td> </tr> <tr> <td>日影図</td> <td>縮尺、方位、敷地境界線、敷地周囲の道路・河川・線路敷等、用途地域等の境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、隣接地及び接続地の地盤面並びに地表面の高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線</td> </tr> </tbody> </table> <p>注</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>1 縮尺は、原則として100分の1、200分の1、400分の1又は500分の1とすること。</p> <p>2 方位は、真北を明記し、図面の中央と両側に長さ20センチメートル以上の子午線を記入すること。</p> <p>3 日影の形状は、日影時間が2.5時間に制限される場合にあつては、30分ごとに作図すること。</p> </div>	図書の種類	明示する事項	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	縮尺 200 分の 1 以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積、壁、開口部並びに防火戸の位置、工場又は作業場の用途に供する建築物にあつては、これらの事項のほか機械の種類及び位置	縮尺 200 分の 1 以上の 2 面以上の立面図	縮尺、開口部及び防火戸の位置並びに外壁、軒裏の構造仕上げ材料	縮尺 200 分の 1 以上の主要断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに室内の仕上げ材料の種類及び厚さ	日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地周囲の道路・河川・線路敷等、用途地域等の境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、隣接地及び接続地の地盤面並びに地表面の高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線	<p>(書類の經由) 第2条 法、令、省令又はこの規則の規定に基づき知事に提出する申請書、<u>届出書又は報告書</u>は、建築物（建築設備を含む。）、工作物又は道路の所在地を管轄する土木事務所の長を経由しなければならない。</p> <p>(許可申請の添付図書) 第3条 法第53条第4項、<u>法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号又は法第59条の2第1項若しくは第85条第3項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通</u>に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する<u>図書を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p>
図書の種類	明示する事項														
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物														
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員														
縮尺 200 分の 1 以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積、壁、開口部並びに防火戸の位置、工場又は作業場の用途に供する建築物にあつては、これらの事項のほか機械の種類及び位置														
縮尺 200 分の 1 以上の 2 面以上の立面図	縮尺、開口部及び防火戸の位置並びに外壁、軒裏の構造仕上げ材料														
縮尺 200 分の 1 以上の主要断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに室内の仕上げ材料の種類及び厚さ														
日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地周囲の道路・河川・線路敷等、用途地域等の境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、隣接地及び接続地の地盤面並びに地表面の高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線														

2 法第 43 条第 1 項ただし書、第 44 条第 1 項第 2 号若しくは第 4 号、第 47 条ただし書、第 52 条第 10 項、第 11 項若しくは第 14 項、第 53 条第 5 項第 3 号、第 53 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号、第 55 条第 3 項第 1 号若しくは第 2 号、第 56 条の 2 第 1 項ただし書、第 59 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 項、第 68 条の 7 第 5 項又は第 85 条第 5 項の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ、前項に規定する図書（日影図を除く。）を添えて、京都府土木事務所の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。ただし、日影図にあつては、法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定により許可を受けようとする場合に限る。この場合において、日影図に別記第 1 号様式による調書を添えなければならない。

3 法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書若しくは第 13 項ただし書又は第 51 条ただし書（これらを法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に正本の写し 1 通を加え、これらに、それぞれ、同項に規定する図書並びに敷地境界線から 200 メートル以内にある建築物及び工作物の用途別概要図（縮尺 3,000 分の 1 以上）を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、許可を受けようとする建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、これらの図書のほか、別記第 2 号様式による調書を添えなければならない。

(新規)

4 法第 57 条の 4 第 1 項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び本に正本の写し 1 通を加え、これらに、それぞれ、第 1 項に規定する図書及び次の表に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

図面の種類	明示する事項
区域図	縮尺、方位、特例容積率適用地区の区域の境界線及び特例敷地の位置

5 法第 67 条の 2 第 3 項第 2 号、第 5 項第 2 号又は第 9 項第 2 号の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に正本の写し 1 通を加え、これらに、それぞれ、第 1 項に規定する図書及び次の表に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

図面の種類	明示する事項
区域図	縮尺、方位、特定防災街区整備地区の区域の境界線並びに防災都市計画施設及び敷地の位置

6 法第 68 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号又は第 3 項第 2 号の規定により許可を受け

2 法第 43 条第 1 項ただし書、第 44 条第 1 項第 2 号若しくは第 4 号、第 47 条ただし書、第 52 条第 10 項、第 11 項若しくは第 14 項、第 53 条第 5 項第 3 号、第 53 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号、第 55 条第 3 項第 1 号若しくは第 2 号、第 56 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 項、第 68 条の 7 第 5 項又は第 85 条第 5 項の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 1 の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

3 法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書若しくは第 13 項ただし書又は第 51 条ただし書（これらの規定を法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 2 の項に規定する図書（当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第 1 号様式による調書）を添えて、知事に提出しなければならない。

4 法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 3 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

5 法第 57 条の 4 第 1 項ただし書、第 60 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 60 条の 3 第 1 項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 4 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(削除)

6 法第 67 条の 2 第 3 項第 2 号、第 5 項第 2 号又は第 9 項第 2 号の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 5 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(削除)

7 法第 68 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号又は第 3 項第 2 号の規定により許可を受け

ようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に正本の写し 1 通を加え、これらに、それぞれ、第 1 項に規定する図書及び次の表に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

図面の種類	明示する事項
区域図	縮尺、方位、景観地区の区域の境界線及び敷地の位置

7 法第 68 条の 3 第 4 項又は第 68 条の 5 の 2 第 2 項の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ、第 1 項に規定する図書及び次の表に掲げる図書を添えて、所長に提出しなければならない。

図面の種類	明示する事項
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画並びに再開発等促進区の区域の境界線又は沿道地区計画及び沿道地区整備計画並びに沿道再開発等促進区画の区域の境界線並びに敷地の位置

8 法第 88 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書若しくは第 13 項ただし書又は第 51 条ただし書（これらを法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 4 項に規定する申請書の正本及び副本に正本の写し 1 通を加え、これらに、それぞれ、次の表に掲げる図書並びに敷地境界線から 200 メートル以内にある建築物及び工作物の用途別概要図（縮尺 3,000 分の 1 以上）を添えて、知事に提出しなければならない。

図面の種類	明示する事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の位置及び用途、申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第 138 条第 3 項第 2 号ロ又はハに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）
平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法

9 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

（認定申請の添付図書）

第 3 条の 2 令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第 3 号様式による申請書の正本及び副本並びに正本の写し 1 通に、それぞれ、前条第 1 項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第 44 条第 1 項第 3 号の規定により認定を受けようとする者は、省令第 10 条の 4

ようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 6 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(削除)

8 法第 68 条の 3 第 4 項又は第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 7 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

(削除)

9 法第 88 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書若しくは第 13 項ただし書又は第 51 条ただし書（これらの規定を法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 4 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 8 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(削除)

10 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

（認定申請書及び添付図書）

第 3 条の 2 令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第 2 号様式による申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 2 の表の 1 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第 44 条第 1 項第 3 号の規定により認定を受けようとする者は、省令第 10 条の 4

の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ、前条第1項に規定する図書及び次の表に掲げる図書を添えて、所長に提出しなければならない。

図面の種類	明示する事項
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置
建築限界を表示する断面図	縮尺、地区計画で定められた建築限界を表示する縦断面図及び横断面図

3 法第55条第2項、第57条第1項又は第86条の6第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ、前条第1項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

(新規)

4 法第68条第5項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に正本の写し1通を加え、これらに、それぞれ、前条第1項に規定する図書及び次の表に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

図面の種類	明示する事項
区域図	縮尺、方位、景観地区の区域の境界線及び敷地の位置

5 法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4第1項、第68条の5の4第1項若しくは第2項又は第68条の5の5第1項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ、前条第1項に規定する図書及び次の表に掲げる図書を添えて、所長に提出しなければならない。

図面の種類	明示する事項
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画並びに再開発等促進区若しくは開発整備促進区の区域の境界線又は沿道地区計画及び沿道地区整備計画並びに沿道再開発等促進区若しくは開発整備促進区の区域の境界線並びに敷地の位置

(新規)

(新規)

6 法第86条の8第1項又は第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項に規定する申請書の正本及び副本に正本の写し1通を加え

の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の2の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

(削除)

3 法第55条第2項、第57条第1項又は第86条の6第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

4 令第131条の2第2項又は第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

5 法第68条第5項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の3の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(削除)

6 法第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5又は第68条の5の6の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

(削除)

7 法第68条の3第7項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

8 令第137条の16第2号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び別記第3号様式による調書を添えて、知事に提出しなければならない。

9 法第86条の8第1項又は第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する申請書の正本及び副本2通に、知事が当該申請に係る建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認める場合には、それぞれ法



、知事に提出しなければならない。

7 令第131条の2第2項又は第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、正本の写し1通を加え、これらに、それぞれ、前条第1項に規定する図書を添えて知事に提出しなければならない。

8 条例第6条第5号の規定により認定を受けようとする者は、別記第4号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、前条第1項に規定する図書、別記第4号の2様式による調書及び次の表に掲げる図書を添えて所長に提出しなければならない。

図面の種類	明示する事項
縮尺 50 分の 1 以上のがけ又は擁壁の断面図	縮尺、がけの上端又は下端から建築物までの水平距離、がけの高さ、こう配及び土質、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護方法並びに擁壁の寸法及びこう配、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎ぐいの位置、材料及び寸法並びに水抜き穴の位置及び寸法

9 条例第8条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第5号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、前条第1項に規定する図書及び次の表に掲げる図書を添えて所長に提出しなければならない。

図面の種類	明示する事項
現況図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、敷地周囲の通路及び空地の配置並びに隣地の土地利用

(新規)

10 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

(指定申請の添付図書)

第3条の3 法第57条の2第1項の規定により指定を受けようとする者は、省令第10条の4の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に正本の写し1通を加え、これらに、それぞれ、第3条第1項に規定する図書及び次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

図面の種類	明示する事項
区域図	縮尺、方位、特例容積率適用地区の区域の境界線及び特例敷地の位置

2 知事は、特に必要があると認める場合においては、前項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(削除)

10 条例第6条第1項第1号オの規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の5の項に規定する図書及び別記第4号様式による調書を添えて、所長に提出しなければならない。

(削除)

11 条例第8条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の6の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

(削除)

12 条例第18条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び同条第3項各号に該当することを証する同項に規定する評定に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

13 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書及び書類のほか、参考となる図書及び書類の提出を求めることができる。

(指定申請の添付図書)

第3条の3 法第57条の2第1項の規定により指定を受けようとする者は、省令第10条の4の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の3の表に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(削除)

2 知事は、特に必要があると認める場合においては、前項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

(建築協定認可申請書及び添付図書)

第3条の4 法第70条第1項又は第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、別記第6号様式による申請書の正本及び副本並びに正本の写し1通に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて、所長に提出しなければならない。

- (1) 建築協定書
  - (2) 建築協定区域並びに建築協定と関係のある地形及び地物の概略を表示する図面
  - (3) 建築協定区域内の建築物に関する基準を示す図面
  - (4) 法第69条に規定する土地の所有者等（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意を示す書類並びに土地及び建築物の登記簿謄本
  - (5) 建築協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該建築協定区域隣接地を表示する図面
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、所長が特に必要と認める図書
- 2 前項の規定は、法第74条第1項の規定による認可を受ける場合に準用する。
- 3 法第76条第1項の規定により建築協定の廃止の認可を受けようとする者は、別記第7号様式による申請書の正本及び副本並びに正本の写し1通に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- (1) 廃止の理由書
  - (2) 土地の所有者等の過半数の合意を示す書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、所長が特に必要と認める図書

(建築協定区域内の借地権消滅等届)

第3条の5 法第74条の2第3項の規定により届出をしようとする者は、別記第8号様式の届書及びその写し2通に、それぞれ、同条第1項又は第2項に該当することを証する書類及び当該土地の位置図を添えて所長に提出しなければならない。

(建築協定の認可等の公告後の建築協定加入届)

第3条の6 法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、別記第9号様式の届書及びその写し2通に、それぞれ、当該土地の登記簿謄本及び位置図を添えて所長に提出しなければならない。

2 法第75条の2第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、前項に規定する書類のほか、当該加入に係る土地の所有者等の全員の合意を示す書類を提出しなければならない。

(法第76条の3第2項の規定による認可を受けた建築協定の効力発生届)

第3条の7 法第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けた者は、同条第5項の規定により当該建築協定が法第73条第2項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有することとなつたときは、別記第10号様式の届書及びその写し2通に、それぞれ、新たに存することとなつた土地の所有者等の土地又は建築物の登記簿謄本及び位置図を添えて所長に提出しなければならない。

(確認申請書の添付図書)

第4条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下「確認」という。）の申請をしようとする場合において、建築物又は建築設備が次の各号の1に該当するときは、それぞれの号に定める調書又は図書を、申請書の正本及び副本並びに正本の写し1通に、添えなければならない。

- (1) 工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物であるときは、別記第2号様式による調書
- (2) 法第86条の7又は第87条第3項第3号の規定の適用を受ける建築物であると

(建築協定認可申請書及び添付図書)

第3条の4 法第70条第1項又は第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、別記第5号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて、所長に提出しなければならない。

- (1) 建築協定書
  - (2) 建築協定区域並びに建築協定と関係のある地形及び地物の概略を表示する図面
  - (3) 建築協定区域内の建築物に関する基準を示す図面
  - (4) 法第69条に規定する土地の所有者等（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意を示す書類並びに土地及び建築物の登記事項証明書
  - (5) 建築協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該建築協定区域隣接地を表示する図面
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、所長が特に必要と認める図書
- 2 前項の規定は、法第74条第1項の規定による認可を受ける場合について準用する。
- 3 法第76条第1項の規定により建築協定の廃止の認可を受けようとする者は、別記第6号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- (1) 廃止の理由書
  - (2) 土地の所有者等の過半数の合意を示す書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、所長が特に必要と認める図書

(建築協定区域内の借地権消滅等届)

第3条の5 法第74条の2第3項の規定により届出をしようとする者は、別記第7号様式による届出書及びその写し2通に、それぞれ、同条第1項又は第2項に該当することを証する書類及び当該土地の位置図を添えて、所長に提出しなければならない。

(建築協定の認可等の公告後の建築協定加入届)

第3条の6 法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、別記第8号様式による届出書及びその写し2通に、それぞれ、当該土地の位置図及び登記事項証明書を添えて、所長に提出しなければならない。

2 法第75条の2第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、前項に規定する図書及び書類のほか、当該加入に係る土地の所有者等の全員の合意を示す書類を提出しなければならない。

(法第76条の3第2項の規定による認可を受けた建築協定の効力発生届)

第3条の7 法第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けた者は、同条第5項の規定により当該建築協定が法第73条第2項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有することとなつたときは、別記第9号様式による届出書及びその写し2通に、それぞれ、新たに存することとなつた土地の所有者等の土地又は建築物の位置図及び登記事項証明書を添えて、所長に提出しなければならない。

(確認申請書の添付図書)

第4条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をしようとする場合において、建築物又は建築設備が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める調書又は図書を、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ添えなければならない。

- (1) 工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物であるときは、別記第1号様式による調書
- (2) 法第86条の7又は第87条第3項第3号の規定の適用を受ける建築物であると

きは、別記第 11 号様式による調書

- (3) 高さ 2メートルを超えるがけに近接する建築物であるときは、別記第 4 号の 2 様式による調書及び第 3 条の 2 第 8 項の表に掲げる図書
- (4) 都市計画区域内において、自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートル以内のものを除く。）又は自動車修理工場の用途に供する建築物であるときは、その敷地の自動車の出入口から 10 メートル以内にある道路の状況並びに建築物の用途別概要図。この場合において、その敷地の自動車の出入口に接する道路が坂道であるときは、これらの図書のほか、そのこう配を示す図書
- (5) 尿尿浄化槽を設けるとき又は既設の尿尿浄化槽を使用する便所を設けるときは、別記第 12 号様式による設備概要
- (6) 法第 56 条第 1 項第 3 号又は第 58 条の規定の適用を受ける建築物であるときは、縮尺 2,500 分の 1 又は 3,000 分の 1 の都市計画図による付近見取図及び縮尺 100 分の 1 の 2 面以上の立面図
- (7) 法第 56 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける建築物であるときは、縮尺 2,500 分の 1 又は 3,000 分の 1 の都市計画図による付近見取図並びに第 3 条第 1 項に規定する日影図及び別記第 1 号様式による調書

(確認申請書の記載事項の変更等)

第 5 条 建築主（築造主を含む。以下同じ。）は、確認を受けた後、次の各号の一に該当する事項を変更しようとするときは、それぞれ当該各号に定める届書に、変更しようとする確認通知書（副本）を添えて建築主事に届出をしなければならない。

- (1) 名義（建築主、工事監理者又は工事施工者）又はその住所のみを変更しようとする場合 別記第 13 号様式による届書
- (2) 敷地境界を変更しようとする場合 第 15 条に定める関係図書を添えた別記第 14 号様式による届書 2 通

2 建築主は、確認を受けた後、工事施工者又は工事監理者を定めたときは、工事に着手する前に、別記第 15 号様式により建築主事に届け出なければならない。

(手数料の額)

第 6 条 条例第 22 条第 1 号から第 8 号までに規定する規則で定める額は別表第 1 のとおりとし、同条第 9 号に規定する規則で定める事務及び規則で定める額は、別表第 2 のとおりとする。

(確認申請手数料等の減免の理由)

第 6 条の 2 条例に基づく建築物、建築設備又は工作物の確認申請手数料（別表第 1 の 1 の項の(2)に掲げる場合にあつては、同項の(1)に定める額の部分に限る。）、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、国等確認手数料（別表第 1 の 5 の項の(2)に掲げる場合にあつては、同表の 1 の項の(1)に定める額の部分に限る。）、国等完了検査手数料及び国等中間検査手数料（以下「確認申請手数料等」という。）に関する条例第 24 条に規定する規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅又は住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定する改良住宅として建築するものであること。
- (2) 災害により建築物を滅失し、又は破損した者が、その災害の発生の日から 6 箇月以内に建築物を建築しようとして確認申請書を提出した場合において知事が必要と認めたものであること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、京都府が建築するものであること。

き 別記第 3 号様式による調書

- (3) 高さが 2メートルを超える崖に近接する建築物であるとき 別表第 1 の 4 の表に規定する図書及び別記第 4 号様式による調書

(4) 都市計画区域内において、自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートル以内のものを除く。）又は自動車修理工場の用途に供する建築物であるとき その敷地の自動車の出入口から 10 メートル以内にある道路の状況及び 建築物の用途別概要図（ その敷地の自動車の出入口に接する道路が坂道であるときは、当該図書及びその道路の勾配を示す図書）

(5) し尿浄化槽を設けるとき又は既設のし尿浄化槽を使用する便所を設けるとき 別記第 10 号様式による設備の概要

(6) 法第 56 条第 1 項第 3 号又は第 58 条の規定の適用を受ける建築物であるとき 縮尺 2,500 分の 1 又は 3,000 分の 1 の都市計画図による付近見取図及び縮尺 100 分の 1 の 2 面以上の立面図

(7) 法第 56 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける建築物であるとき 縮尺 2,500 分の 1 又は 3,000 分の 1 の都市計画図による付近見取図

(建築主等の変更等)

第 5 条 建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第 6 条第 1 項（法第 87 条第 1 項、第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下「確認」という。）を受けた後、当該確認に係る建築物、建築設備又は工作物の工事が完了するまでに、建築主等、工事監理者又は工事施工者に変更があつたときは、別記第 11 号様式による届出書及びその写し 1 通に、紛失その他の添付することができない理由があると認められる場合を除き、それぞれ当該確認に係る確認済証及び確認申請書の副本を添えて、建築主事に提出しなければならない。

2 建築主等は、確認を受けた後、工事監理者又は工事施工者を定めたときは、工事に着手する前に、別記第 12 号様式による届出書及びその写し 1 通を建築主事に提出しなければならない。

(手数料の額)

第 6 条 条例第 22 条第 1 号から第 8 号までに規定する規則で定める額は、別表第 2 のとおりとし、同条第 9 号に規定する規則で定める事務及び規則で定める額は、別表第 3 のとおりとする。

(確認申請手数料等の減免の理由)

第 7 条 条例に基づく建築物、建築設備又は工作物の確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、国等確認手数料、国等完了検査手数料及び国等中間検査手数料（以下「確認申請手数料等」という。）に関する条例第 24 条に規定する規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅又は住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定する改良住宅として建築するものであること。
- (2) 災害により建築物を滅失し、又は破損した者が、その災害の発生の日から 6 月以内に建築物を建築しようとして確認申請書を提出した場合において知事が必要と認めたものであること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、京都府が建築するものであること。



- 2 条例に基づく許可申請手数料、認定申請手数料及び承認申請手数料（以下「許可申請手数料等」という。）に関する条例第 24 条に規定する規則で定める理由は、京都府が建築するものであることとする。
- 3 前 2 項の規定により確認申請手数料等又は許可申請手数料等の減免を受けようとする者は、別記第 16 号様式による申請書を所長に提出しなければならない。この場合において、減免を受けようとする理由が、第 1 項第 2 号に該当するときは、被災地を所管する市町村長の、その事実<sup>ニ</sup>に該当することの証明を受けなければならない。

(工事施行状況の報告)

第 7 条 工事監理者（工事監理者が定められていない場合にあつては、建築主）は、確認を受けた建築物の工事が次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程に達したときは、別記第 17 号様式により建築主事に報告しなければならない。

(1) 日影による高さの制限を受ける建築物並びに日影による高さの制限を受けない建築物で建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条第 1 項及び第 3 条の 2 第 1 項に掲げる建築物

ア 基礎及び地中ばりの配筋工事が完了したとき。

イ 各階の配筋工事が完了したとき。

ウ 各階の鉄骨建て方工事が完了したとき。

エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、建築主事があらかじめ指示した工程に達したとき。

(2) 前号以外の建築物 建築主事があらかじめ指示した工程に達したとき。

2 前項の報告は、前項各号に掲げる工程に達した日の翌日から起算して 3 日以内に行わなければならない。

(工事取りやめ届)

第 9 条 建築主は、確認を受けた後、当該建築物、建築設備若しくは工作物の工事又は建築物の用途の変更を取りやめたときは、それぞれ、別記第 18 号様式による届書に確認通知書（副本）を添えて

建築主事に届け出なければならない。ただし、紛失その他確認通知書（副本）を添付できない理由があると認められるときは、添付を要しない。

(確認の取り消し)

第 10 条 建築主が確認申請書に不実の記載をして確認を受けたものであることが判明したときは、建築主事は、その確認を取り消すことができる。

(特殊建築物の定期報告)

第 11 条 法第 12 条第 1 項の規定により所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。以下 第 14 条までにおいて同じ。）が定期に報告しなければならない建築物は、次に掲げるものとする。

(1) ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの

(2) 病院又は診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの

(3) 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分を 3 階以上の階に有するもの

(4) ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の 3 階以上の階における床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの

2 条例に基づく許可申請手数料及び認定申請手数料（以下「許可申請手数料等」という。）に関する条例第 24 条に規定する規則で定める理由は、京都府が建築するものであることとする。

3 前 2 項の規定により確認申請手数料等又は許可申請手数料等の減免を受けようとする者は、別記第 13 号様式による申請書を所長に提出しなければならない。この場合において、減免を受けようとする理由が、第 1 項第 2 号に該当するときは、被災地を所管する市町村長の、その事実<sup>ニ</sup>に該当することの証明を受けなければならない。

(削る)

(工事取りやめ届)

第 9 条 建築主等は、確認を受けた後、当該建築物、建築設備若しくは工作物の工事又は建築物の用途の変更を取りやめたときは、別記第 14 号様式による届出書及びその写し 1 通に、紛失その他の添付することができない理由があると認められる場合を除き、それぞれ確認済証及び確認申請書の副本を添えて、建築主事に提出しなければならない。

(確認の取消し)

第 10 条 建築主等が確認申請書に不実の記載をして確認を受けたことが判明したときは、建築主事は、その確認を取り消すことができる。

(特殊建築物の定期報告)

第 11 条 法第 12 条第 1 項の規定により所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。次条から第 14 条までにおいて同じ。）が定期に報告しなければならない建築物は、次に掲げるものとする。

(1) ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの

(2) 病院又は診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの

(3) 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分を 3 階以上の階に有するもの

(4) ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の 3 階以上の階における床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの



- (5) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は展示場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超えるもの
- (6) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分のうち客席の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の 3 階以上の階における床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの
- (7) 遊技場、ダンスホール、キャバレー、料理店、待合、ナイトクラブ、バー、飲食店又は公衆浴場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の 3 階以上の階における床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの
- (8) 児童福祉施設等（通所施設を除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの
- 2 法第 12 条第 1 項の規定による報告は、省令第 5 条第 3 項に規定する報告書に次の表に掲げる図書並びに知事が定める敷地、一般構造、構造強度、耐火構造等及び避難施設等の調査の結果を記載した書類を添えて所長に提出して行うものとする。

図面の種類	明示する事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、壁の位置、開口部及び防火戸の位置、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造、防火区画及び隔壁の位置並びに非常口、非常用進入口及び避難施設の位置

- 3 前項の報告書は、報告の日前 3 月以内に行われた調査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。
- 4 省令第 5 条第 1 項の規定による報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年度の 4 月から 12 月までの間とし、以後それぞれの年度の翌年度から起算して 3 年を経過する年度ごとの 4 月から 12 月までの間とする。

第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げる建築物	昭和 58 年度
第 1 項第 2 号及び第 5 号に掲げる建築物	昭和 59 年度
第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる建築物	昭和 60 年度
第 1 項第 3 号に掲げる建築物のうち福知山市、亀岡市、向日市、南丹市及び京丹波町に所在する建築物	平成 11 年度
第 1 項第 3 号に掲げる建築物のうち城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村に所在する建築物	平成 12 年度
第 1 項第 3 号に掲げる建築物のうち舞鶴市、綾部市、宮津市、長岡京市、京丹後市、伊根町及び与謝野町に所在する建築物	平成 13 年度
第 1 項第 8 号に掲げる建築物	平成 14 年度

(建築設備の定期報告)

第 13 条 法第 12 条第 3 項の規定により所有者が定期的に報告しなければならない建築設備は、第 11 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる建築物に係る換気設備、排煙設

- (5) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は展示場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超えるもの
- (6) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分のうち客席の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の 3 階以上の階における床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの
- (7) 遊技場、ダンスホール、キャバレー、料理店、待合、ナイトクラブ、バー、飲食店又は公衆浴場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の 3 階以上の階における床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの
- (8) 児童福祉施設等（通所施設を除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの
- 2 法第 12 条第 1 項の規定による報告は、省令第 5 条第 3 項に規定する報告書に、別表第 1 の 5 の表の 1 の項に規定する図書並びに知事が別に定める敷地、一般構造、構造強度、耐火構造等及び避難施設等の調査の結果を記載した書類を添えて、所長に提出して行うものとする。

(削除)

- 3 前項の報告書は、報告の日前 3 月以内に行われた調査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。
- 4 省令第 5 条第 1 項の規定による報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年度の 4 月から 12 月までの間とし、以後それぞれの年度の翌年度から起算して 3 年を経過する年度ごとの 4 月から 12 月までの間とする。

第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げる建築物	昭和 58 年度
第 1 項第 2 号及び第 5 号に掲げる建築物	昭和 59 年度
第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる建築物	昭和 60 年度
第 1 項第 3 号に掲げる建築物のうち福知山市、亀岡市、向日市、南丹市及び京丹波町に所在する建築物	平成 11 年度
第 1 項第 3 号に掲げる建築物のうち城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村に所在する建築物	平成 12 年度
第 1 項第 3 号に掲げる建築物のうち舞鶴市、綾部市、宮津市、長岡京市、京丹後市、伊根町及び与謝野町に所在する建築物	平成 13 年度
第 1 項第 8 号に掲げる建築物	平成 14 年度

(建築設備の定期報告)

第 13 条 法第 12 条第 3 項の規定により所有者が定期的に報告しなければならない建築設備は、第 11 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる建築物に係る換気設備、排煙設

備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備とする。

- 2 法第 12 条第 3 項の規定による建築設備に係る報告は、省令第 6 条第 3 項に規定する報告書に次の表に掲げる図書並びに知事が別に定める換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備の検査の結果を記載した書類を添えて所長に提出して行うものとする。

図面の種類	明示する事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
建築物等の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
排煙設備等の機械器具の位置図	縮尺、方位、各階の間取り、各室の用途、壁の位置、機械器具の種別及び位置並びに分電盤、配線図及び系統図

- 3 前項の報告書は、報告の日前 3 月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。  
 4 省令第 6 条第 1 項の規定による報告の時期は、毎年度 4 月から 12 月までの間とする。  
 5 省令第 6 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目（以下「大臣指定項目」という。）に係る報告は、検査の対象となる建築設備のすべての大員指定項目について 3 年以内ごとに行われるものとし、当該報告の時期は、前項の規定にかかわらず、検査を実施した月から 12 月までの間とする。

(敷地境界の変更届)

- 第 15 条 建築物の敷地の境界を変更しようとする者は、別記第 14 号様式による届書 2 通に、それぞれ、次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第 5 条第 1 項第 2 号の規定により、建築主事に届出をしたときは、この限りでない。

図面の種類	明示する事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
位置図	縮尺、方位、現在の敷地境界線と変更後の敷地境界線との別、敷地内における建築物の位置、建築年月日又は確認番号及びその年月日、用途、規模、構造並びに敷地の接する道路の位置及び幅員

(道路の位置の指定の申請等)

- 第 17 条 法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定又は指定の変更若しくは取消しを受けようとする者は、別記第 19 号様式による申請書の正本及び副本を所長に提出しなければならない。  
 2 前項の規定により提出する申請書等には、省令第 9 条に規定する図書のほか次の図書を添えなければならない。  
 (1) 方位並びに各道路の幅員及び延長並びに道路延長の合計表並びに道路及び宅地の面積及び総面積並びに道路の勾配並びに道路と宅地の高低並びに側溝及び擁壁等の位置並びに隅切寸法並びに側溝の排水方向並びに宅地の区画割を明示した縮尺 500 分の 1 以上の平面図  
 (2) 縮尺 500 分の 1 以上の横断面図及び縦断面図  
 (3) 側溝、すみ切り及び擁壁等の詳細を明示した縮尺 50 分の 1 以上の図面  
 (4) 道路となる土地及び道路に接することとなる土地の登記簿謄本（申請書受付日前 3 月以内に交付を受けたものに限る。）

備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備とする。

- 2 法第 12 条第 3 項の規定による建築設備に係る報告は、省令第 6 条第 3 項に規定する報告書に、別表第 1 の 5 の表の 2 の項に規定する図書並びに換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備の検査の結果を記載した書類で知事が別に定めるものを添えて、所長に提出して行うものとする。

(削除)

- 3 前項の報告書は、報告の日前 3 月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。  
 4 省令第 6 条第 1 項の規定による報告の時期は、毎年度 4 月から 12 月までの間とする。  
 5 省令第 6 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目（以下「大臣指定項目」という。）に係る報告は、検査の対象となる建築設備の全ての大員指定項目について 3 年以内ごとに行われるものとし、当該報告の時期は、前項の規定にかかわらず、検査を実施した年ごとの 4 月から 12 月までの間とする。

(敷地境界の変更届)

- 第 15 条 建築物の工事が完了した後に、建築物の敷地の境界を変更しようとする者は、別記第 15 号様式による届出書及びその写し 1 通に、それぞれ別表第 1 の 6 の表に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

(削除)

(道路の位置の指定の申請等)

- 第 17 条 法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定又は指定の変更若しくは取消しを受けようとする者は、別記第 16 号様式による申請書の正本及び副本を所長に提出しなければならない。  
 2 前項の規定により提出する申請書には、省令第 9 条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。  
 (1) 方位、各道路の幅員及び延長、道路延長の合計、道路及び宅地の面積及び総面積、道路の勾配、道路と宅地との高低差、側溝及び擁壁等の位置、隅切寸法、側溝の排水方向並びに宅地の区画割を明示した縮尺 500 分の 1 以上の平面図  
 (2) 縮尺 500 分の 1 以上の横断面図及び縦断面図  
 (3) 側溝、隅切り及び擁壁等の詳細を明示した縮尺 50 分の 1 以上の図面  
 (4) 道路となる土地及び道路に接することとなる土地の登記事項証明書（申請書受付日前 3 月以内に交付を受けたものに限る。）

- (5) 道路となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の印鑑登録証明書  
(6) 道路に接する土地の所有者及び道路を接続させる既存道路の管理者の承諾書並びに排水についての水利権者の承諾書  
(7) 関係法令に基づく許可書等の写し  
(8) その他知事が特に必要があると認める図書

3 省令第 10 条の規定は、第 1 項の申請に基づいて道路の位置の指定を変更し、又は取り消した場合に準用する。

(私道の変更又は廃止)

第 18 条 法第 42 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項に規定する私道を変更し、又は廃止しようとする者は、変更又は廃止する日の 21 日前までに別記第 20 号様式による届書を知事に提出しなければならない。

2 省令第 9 条の規定及び前条第 2 項の規定は、前項の届出をする場合に準用する。

(積雪の単位荷重及び垂直積雪量)

第 19 条 令第 86 条第 2 項ただし書に規定する多雪区域は、別表第 3 垂直積雪量の欄に掲げる数値が 1 メートル以上の区域とし、当該区域内における積雪の単位荷重は、積雪量 1 センチメートルごとに 1 平方メートルにつき 30 ニュートン以上とする。

2 令第 86 条第 3 項に規定する規則で定める数値は、別表第 3 に掲げる区域については、それぞれ同表垂直積雪量の欄に掲げる数値とする。ただし、山間部等の区域でこの数値を超える積雪量が予想されると知事が認めるものについては、同項の国土交通大臣が定める基準に基づき算定した数値（小数点第 2 位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）とする。

(建ぺい率の緩和)

第 20 条 法第 53 条第 3 項第 2 号の規定により知事が指定する敷地は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 内角 135 度以下の 2 つの道路によつてできた角敷地又は間隔 25 メートル以下の 2 つの道路にはさまれた敷地で、それらの道路の幅員がそれぞれ 5.5 メートル以上、その和が 14 メートル以上、かつ、敷地のそれらの道路に接する長さが敷地境界線の全長の 4 分の 1 以上であるもの

(2) 内角 135 度以下の 2 つの道路が交わる角敷地又は間隔 25 メートル以下の 2 つの道路にはさまれた敷地で、それらの道路の幅員がそれぞれ 4 メートル以上、敷地面積が 200 平方メートル以下、かつ、敷地のそれらの道路に接する長さが敷地境界線の全長の 4 分の 1 以上であるもの

(3) 敷地の周囲が道路に接する敷地でその道路の 1 の幅員が 8 メートル以上のもの

(4) 幅員 4 メートル以上の道路に接し、かつ、公園、広場若しくは水面その他これらに類するものに接する敷地又は幅員 4 メートル以上の道路に接し、かつ、当該道路以外の敷地に接する道路を隔てて公園、広場、水面その他これらに類するものがある敷地で、知事が前各号に準じて定めるもの

(5) 道路となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の印鑑登録証明書

(6) 道路を接続させる既存道路の管理者の承諾書及び排水についての水利権者の承諾書

(7) 関係法令に基づく許可書等の写し

(8) その他知事が特に必要があると認める図書

3 省令第 10 条の規定は、第 1 項の申請に基づいて道路の位置の指定を変更し、又は取り消した場合について準用する。

(私道の変更又は廃止)

第 18 条 法第 45 条第 1 項の規定により変更又は廃止の制限を受ける私道を変更し、又は廃止しようとする者は、変更又は廃止の日の 21 日前までに別記第 17 号様式による届出書及びその写し 2 通を知事に提出しなければならない。

2 省令第 9 条及び前条第 2 項の規定は、前項の届出をする場合について準用する。

(積雪の単位荷重及び垂直積雪量)

第 19 条 令第 86 条第 2 項ただし書に規定する多雪区域は、別表第 4 垂直積雪量の欄に掲げる数値が 1 メートル以上の区域とし、当該区域内における積雪の単位荷重は、積雪量 1 センチメートルごとに 1 平方メートルにつき 30 ニュートン以上とする。

2 令第 86 条第 3 項に規定する規則で定める数値は、別表第 4 に規定する区域については、それぞれ同表垂直積雪量の欄に掲げる数値とする。ただし、山間部等の区域でこの数値を超える積雪量が予想されると知事が認めるものについては、同項の国土交通大臣が定める基準に基づき算定した数値（小数点第 2 位未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数値）とする。

(建蔽率の緩和)

第 20 条 法第 53 条第 3 項第 2 号の規定により知事が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当する敷地とする。

(1) 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生じる内角が 135 度以下の場合に限る。）にある角敷地で、その敷地境界線の全長の 4 分の 1 以上がこれらの道路に接するもののうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する敷地

ア 角敷地に係る隅角を挟む 2 辺の敷地境界線がそれぞれ道路に接する部分の道路の幅員がそれぞれ 5.5 メートル以上であり、かつ、その和が 14 メートル以上であること。

イ その敷地面積が 200 平方メートル以下であること。

(2) 敷地境界線の全部が道路に接する敷地で、これらの道路のうちいずれかの道路の幅員が 8 メートル以上であるもの

(3) その間隔が 25 メートル以下の道路と道路とに挟まれた敷地で、その敷地境界線の全長の 4 分の 1 以上がこれらの道路に接するもののうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する敷地

ア 敷地を挟む道路がそれぞれ敷地に接する部分の道路の幅員がそれぞれ 5.5 メートル以上であり、かつ、その和が 14 メートル以上であること。

イ その敷地面積が 200 平方メートル以下であること。

(4) 道路に接する敷地で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもののうち、前 3 号に掲げる敷地に準じる敷地として知事が認める敷地

ア その敷地が公園、広場、水面その他これらに類するもの（イにおいて「公園等」という。）に接すること。



附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から起算して1箇月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の前に、建築基準法施行細則（昭和25年京都府規則第90号）の規定によつてした手続その他の行為は、この規則中の相当する規定によつてした手続その他の行為とみなす。

(平成16年台風第23号の被災者に係る手数料の減免)

3 平成16年台風第23号災害により建築物を滅失し、又は破損した者が、当該建築物に代わる建築物を建築するため、平成16年10月20日から6箇月以内に別表第2に定める手数料（第6条の2第1項の適用を受けるものを除く。以下同じ。）に係る許可等の申請書を提出した場合において知事が必要と認めたものであることは、別表第2に定める手数料に関する条例第24条に規定する規則で定める理由とする。

イ 当該道路以外の道路でその敷地に接するものがその接する部分の反対側の部分で公園等に接しており、かつ、当該敷地に接する部分と当該公園等と接する部分とが相對すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から起算して1箇月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の前に、建築基準法施行細則（昭和25年京都府規則第90号）の規定によつてした手続その他の行為は、この規則中の相当する規定によつてした手続その他の行為とみなす。

(特定通路の特例)

3 知事は、当分の間、次の各号のいずれにも該当する道（法第42条第1項に規定する道路（以下「道路」という。）に該当するものを除く。以下同じ。）を特定通路として指定することができる。

(1) 平成11年5月1日（第3号において「基準日」という。）においてその道に建築物が立ち並んでいたこと。

(2) その道の幅員が1.8メートル以上であること。

(3) その道が省令第10条の2の2第3号に規定する通路（基準日から引き続き道路に通じているものに限る。）であつて、その道に立ち並んでいる建築物の敷地に有効に接するものであること。

(4) その道に立ち並んでいる建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替について特に考慮すべき事情があること。

4 知事は、前項の規定による指定をしたときは、速やかに、指定の年月日及び指定に係る特定通路の位置を公告するものとする。

5 1又は2以上の特定通路に接する敷地で、当該特定通路に接する部分の敷地境界線と基準線（特定通路の中心線から水平距離2メートル（特定通路がその中心線からの水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の当該特定通路の側の境界線から当該特定通路の側に水平距離4メートル）の線をいう。以下同じ。）とに挟まれた部分（2以上の特定通路に接する敷地にあつては、それぞれの特定通路につきそれぞれ当該挟まれた部分）の全部が通路として当該特定通路と一体的に通行の用に供されているものがあるときは、当該特定通路に接する敷地から当該通行の用に供されている部分の敷地を除いた部分の敷地に係る第20条各号（第1号ア及び第3号アを除く。）の規定の適用については、当該特定通路を道路とみなし、当該基準線をその道路の境界線とみなす。

6 附則第3項の規定による指定の際現に前項の規定の適用を受けて第20条各号の敷地に該当している敷地で法第53条第3項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けているもの（以下「特定敷地」という。）が、当該指定により第20条各号の敷地に該当しないこととなるときは、当該特定敷地に対しては、当該指定に係る特定通路は、特定通路でないものとみなす。